

○寒冷地手当支給規程

昭和三十九年八月三十一日

最高裁規程第五号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員に対する寒冷地手当の支給については、寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和三十九年八月三十一日から施行する。
- 2 裁判所職員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程（昭和二十七年最高裁判所規程第十四号）は、廃止する。